

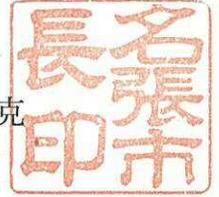


名張市告示第8号

名張市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和 2年 2月10日

名張市長 亀井 利克



名張市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業において、東京圏から本市に移住して就業した者に対し、市長が予算の範囲内において交付する移住支援金について、三重県移住・就業マッチングサイト支援事業実施要領及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 東京圏のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 三重県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイトをいう。

(交付対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号に掲げる要件（その者が属する世帯の構成員の数が2以上である場合にあっては、第1号から第3号までに掲げる要件）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当する者であること。
 - ア 転入前における要件 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 本市へ転入する直前に、連続して5年以上東京都の特別区に居住していたこと。
 - (イ) 本市へ転入する直前に、連続して5年以上、東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、本市へ転入する日の3月前の時点において、連続して5年以上、

東京都の特別区に所在する勤務地において就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者としての就労に限る。）をしていたこと（当該就労に係る勤務先を退職した日から本市への転入の日までの間に、特別区及び三重県の区域以外の区域に所在する勤務地において就労していた場合であって、雇用保険法の被保険者として就労していた場合を除く。）。

イ 転入後における要件 次に掲げる全ての要件に該当すること。

（ア）令和元年9月10日以後に本市に転入したこと。

（イ）移住支援金の交付の申請をする日において転入後3月以上1年以内であること。

（ウ）移住支援金の交付の申請をした日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる全ての要件に該当すること。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）

又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（イ）日本国民であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者としての許可を受けた者であること。

（ウ）その他市長が不適當と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件として、次のアからキまでのいずれにも該当する者であること。

ア 新しい勤務地が三重県の区域内に所在すること。

イ 就業した法人が、三重県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載している法人であること。

ウ 配偶者又は3親等以内の親族が就業した法人の代表者、取締役その他当該法人の経営を担う職務を務めている者でないこと。

エ 1週間当たりの勤務時間が20時間以上であり、期間の定めのない労働契約に基づいて就業し、かつ、移住支援金の申請をする日において当該法人に連続して3月以上在職していること。

オ イに規定する求人へ応募した日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以後であること。

カ 就業した法人に、移住支援金の交付の申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
(3) 世帯に関する要件として、次のアからオまでのいずれにも該当する者であること。

ア 交付対象者が属する世帯の構成員（当該交付対象者を除く。イにおいて同じ。）
が本市へ転入する前の住所において、当該構成員と同一の世帯に属していること。

イ 交付対象者が属する世帯の構成員が移住支援金の交付の申請をする日において、
当該構成員と同一の世帯に属していること。

ウ 交付対象者が属する世帯の構成員のいずれもが令和元年9月10日以後に本市へ
転入したこと。

エ 交付対象者が属する世帯の構成員のいずれもが移住支援金の交付の申請をする日
において、本市への転入後3月以上1年以内であること。

オ 交付対象者が属する世帯の構成員のいずれもが暴力団等の反社会的勢力と関係を
有する者でないこと。

(交付金額)

第4条 移住支援金の額は、交付対象者が属する世帯の構成員の数が2以上である場合に
あつては100万円、交付対象者が単身者である場合にあつては60万円とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、名張市移住支援金交付申請書（様式第
1号）に名張市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）、就業
証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）、本人確認書類及び第3条各号に掲げ
る要件を満たすことを証する書類を市長に提出することにより、申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る書類等を
審査の上、適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、名張市移住支援金交付
決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときは、名張市移住支援金交付申
請却下通知書（様式第5号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条の規定により移住支援金の交付の決定を受けた交付対象者（第9条において
「交付決定者」という。）が、移住支援金の交付を請求しようとするときは、名張市
移住支援金交付請求書（様式第6号）に、名張市移住支援金交付決定通知書（様式第
4号）の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに移住支援金を交付するもの
とする。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当すると認め

るときは、当該移住支援金の額のうち当該各号に定める額について、名張市移住支援金返還請求書（様式第7号）により期限を定めて返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請をした場合 全額

(2) 移住支援金の交付の申請をした日から起算して3年未満に本市から転出した場合
全額

(3) 移住支援金の交付の申請をした日から起算して1年以内にマッチングサイトを利用して就業した職を辞した場合 全額

(4) 移住支援金の交付の申請をした日から起算して3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

(現況調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、交付対象者の要件に係る現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

名張市長 宛て

年 月 日

名張市移住支援金交付申請書

名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号）第5条の規定に基づき、
移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日
氏名	⑩	年 月 日
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は、含まない。）	人
-------	----	----	----------------------------------	---

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

（裏面へ続く）

4 東京都の特別区への在勤履歴（名張市移住支援金交付要綱第3条第1号ア（イ）に該当する場合のみ）

※5年以上の在勤履歴を記載

期間 (年月日～年月日)	事業所の名称	就業地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

5 移住支援金交付申請額（※申請する金額に○を付けてください。）

金	60万円	100万円
---	------	-------

6 添付書類（※次の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ①名張市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- ②就業先が交付した就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3号)
- ③本人確認書類
(写真付き身分証明書の写し 例:運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)
- ④連続5年以上在住の証明書類(戸籍の附票の写し、転出元の住民票の除票の写し等)
※世帯の場合は、転出元(本市への転入前)において同一世帯であったことが確認できること。

【連続5年以上就労の証明書類(雇用保険の被保険者として雇用されていた者)】

- ⑤-1 転出元で就業していた企業等の退職証明書等
- ⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)

【連続5年以上就労の証明書類(法人経営者又は個人事業主であった者)】

- ⑤-3 開業届出済証明書その他転出元での事業所所在地を確認できる書類
- ⑤-4 個人事業等の納税証明書その他転出元での事業所開設期間を確認できる書類

名張市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

私は、名張市移住支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 名張市移住支援金交付要綱（令和 2 年名張市告示第 8 号）第 3 条各号に掲げる対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- (2) 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、名張市移住支援金交付要綱第 9 条に基づき、名張市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 次の場合には、名張市移住支援金交付要綱第 8 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に名張市から転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内にマッチングサイトを利用して就業した職を辞した場合：全額
 - エ 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に名張市から転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 名張市が、上記 1（3）アからエまでに掲げる場合に該当しないかどうかについて住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び就業先に雇用状況等について聞き取りその他の方法により確認すること等、必要な調査を行うことに同意します。
- (2) 三重県及び名張市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施や当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する必要があることに同意します。

年 月 日

申請者 現住所
氏名 ㊟

名張市長 宛て

年 月 日

名張市長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	配偶者又は3親等以内の親族に該当しない。
マッチングサイト 求人管理番号	

様

名張市長 印

名張市移住支援金交付決定通知書

名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号）第6条の規定に基づき、移住支援金を交付することに決定しましたので通知します。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- この通知書を受け取ったときは、「名張市移住支援金交付請求書（様式第6号）」を市に提出してください。
- 名張市は、名張市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 申請日から3年未満に名張市から転出した場合：全額
 - 申請日から1年以内にマッチングサイトを利用して就業した職を辞した場合：全額
 - 申請日から3年以上5年以内に名張市から転出した場合：半額
- 名張市は、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領の規定に基づき、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考2に定める返還請求を行う場合があります。
- フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられなくなる場合があります。
 - 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

名張市長

印

名張市移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました名張市移住支援金の交付申請について、名張市移住支援金交付要綱（令和 2 年名張市告示第 8 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり却下しましたので通知します。

却下の理由

様式第6号（第7条関係）

名張市移住支援金交付請求書

年 月 日

名張市長 宛て

請求者
住所
氏名

印

名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号）第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

年度	年度	補助金等の名称	名張市移住支援金			
請求額	円					
口座情報	金融機関名					
	支店名					
	預金種別	1. 普通		2. 当座		
	口座番号					
	口座名義人 (カタカナで)					
添付書類	名張市移住支援金交付決定通知書（様式第4号）の写し					

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

名張市長 印

名張市移住支援金返還請求書

年 月 日付で、あなたに交付した移住支援金について、名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号）第8条の規定により請求します。

記

1 移住支援金返還額

金 _____ 円

2 移住支援金の返還理由

3 返還期限

_____ 年 月 日